

ポイント

シックハウス関連の法律・制度・基準

室内空気質に関連した法律や基準はいくつかありますが、その中には必ず守らなければならないもの、健康の目安としての濃度指針値、建て主などの希望によって性能を表示する制度があります。

化学物質室内濃度の大きな目安

厚生労働省
化学物質室内濃度
指針値 13物質

1. ホルムアルデヒド
2. アセトアルデヒド
3. トルエン
4. キシレン
5. エチルベンゼン
6. スチレン
7. パラジクロロベンゼン
8. テトラデカン
9. クロルピリホス
10. フェノブカルブ
11. ダイアジノン
12. フタル酸ジ-n-ブチル
13. フタル酸ジ-2-エチルヘキシル

これは、この濃度以下であれば健康への悪影響はないであろうとして定められました。

強制ではないですが、守るように努力する必要があります。

守らなければならない規定（義務付け）

建築基準法

建築基準法
施行令

シックハウス
対策関係告示

1.ホルムアルデヒド対策

- ①内装仕上げの制限
- ②換気設備設置の義務付け
- ③天井裏等の制限

2.クロルピリホス対策

- ①クロルピリホスを含む建材の使用禁止

● JIS・JASによるホルムアルデヒド発散建築材料の等級区分

● 業界団体による表示制度
ホルムアルデヒド発散量による等級表示

室内環境の表示（自由選択）

「住宅の品質確保の
促進等に関する法律」
（住宅品質法）



住宅性能表示制度

- 1.ホルムアルデヒド対策としてどのような建材を使用しているかを表示
- 2.室内空気中の化学物質濃度の測定、濃度と測定方法の表示

測定対象物質

1. ホルムアルデヒド
2. アセトアルデヒド
3. トルエン
4. キシレン
5. エチルベンゼン
6. スチレン